

子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について

1 制度上の位置づけ

- (1) 市町村子ども・子育て支援事業計画には、計画期間（5年間）について「量の見込み」と「確保の内容」・「実施時期」を記載することとなっている。
- (2) 「量の見込み」は、「現在の利用状況」＋「今後の利用希望」を踏まえて設定する。
「今後の利用希望」を把握するためには、住民に対する利用希望の調査が必要。
- (3) 国において利用希望の把握方法の‘ひな形’が提示されているが、量の見込みの推計上必要な項目（＝全国共通）については明確化されていることから、市町村において必要に応じて調査項目の追加・修正等を行うことができる。

2 調査対象

国の基本指針（案）では、調査は「幼児期の学校教育」「保育」「地域の子育て支援」の3本柱となっており、0～5才までを調査対象とするとしている。

また、放課後児童クラブのニーズ把握は、5才以上の就学前児童への調査のみとし、小学生へのニーズ調査については自治体の判断で任意で行う方向で検討が進められている。

調査項目	対象	備考
「幼児期の学校教育」「保育」「地域の子育て支援」	0～5歳まで	必須事項
「地域の子育て支援（学童保育）」	5歳	必須事項
	小学生	任意調査

3 本市における調査対象について

(1) 就学前児童（0～5歳）・就学児童（小学1～3年生）

- ・小学校3年生までの児童がいる世帯の全数調査を実施する。
- ・調査票は世帯で1通とし、宛名は児童名とする。世帯に該当児童が複数いる場合、優先順位により、児童を選定する。
- ・優先順位は、幼稚園・保育園に通っている児童>その他の未就園児>就学児 とする。
- ・調査票については、就学前児童用、就学児童用の2種類を作成。
- ・調査票の配布・回収は、幼稚園児・保育園児・小学生は、手渡しによる。それ以外は、郵送により実施する。

(2) その他

- ・母子健康手帳の交付を受けた人(妊産婦)の中から抽出により調査を実施する。
- ・調査票は、就学前児童への質問をベースに作成する。
- ・調査票の配布・回収は、郵送により実施する。